

平成 29 年度 第 3 回岸和田市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時 平成 30 年 2 月 15 日 (木) 午後 1 時 55 分～午後 2 時 35 分
場 所 岸和田だんじり会館 会議室
出席委員 山出俊信、田中泰弘、小山美代志、永野勝之、廣岡鈴子、米本俊信、江龍直明、
高松正剛、牛田伸二、炭谷文香、石田信博、坂西明子、湯浅寛子、井尻俊夫、
杉本充恵、岩佐博、喜多眞生、中村武 (順不同、敬称略)
欠席委員 浦川信司、金本均 (順不同、敬称略)
事務局 寒川保健部長、寺本健康保険課長、武名主幹、北川担当長、赤田担当長、
小笠原担当主幹、塩谷主幹、山本担当長
傍聴者 なし

会 議 録 (要 旨)

概 要

1 寒川保健部長挨拶

2 開会

石田会長挨拶

3 案件

(1) 大阪府国民健康保険運営方針に基づく本市制度の改正について (諮問)

《会議発言要旨》

事務局

岸和田市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 5 項に従いまして、石田会長に議事進行をお願いいたします。

会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、ただ今から、平成 29 年度第 3 回岸和田市国民健康保険運営協議会を開会します。
先ず、本日の委員の出席状況について、事務局に報告を求めます。

事務局

委員定数 20 名中、本日の出席委員 18 名でございます。浦川委員、金本委員はご欠席です。
従いまして、岸和田市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 4 項に定める定足数を充たして
おりますので、本日の会議は有効に成立でございます。

会 長

それでは議事に入ります。案件は、(1)大阪府国民健康保険運営方針に基づく本市制度の改正について(諮問)です。

(諮問書が、寒川保健部長から石田会長へ提出される)

では、事務局から諮問内容の説明をお願いいたします。

事務局

(諮問書を朗読後、諮問内容について資料に基づき説明)

会 長

事務局から説明がありました。この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

30年度は、減免制度を激変緩和として1年間残す分、1,000万円の費用を統一保険料率に上乗せするということでしたが、次の年は、制度がなくなるということですので、31年度はプラスした分をマイナスするので、料率を下げるということによろしいのでしょうか。

事務局

減免制度の激変緩和につきましては、障害者、寡婦(夫)の減免制度のみ、30年度限りで激変緩和措置を講じます。30年度は必要な1,000万円を、府から示された保険料率に上乗せしたものが本市保険料率となりますが、31年度から減免制度を府内統一基準に合わせることによりまして、31年度からは、府から示された保険料率そのままに上乗せはないものと考えております。

会 長

よろしいでしょうか。

他の委員の方、ご意見、ご質問はございませんか。お願いいたします。

事務局の方から追加で、何かありましたらお願いいたします。

事務局

先ほど担当の方からご説明申し上げたとおりですが、委員ご質問のところ、今回まさにポイントになるかと思えます。大阪府がこの料率で行きましようとした保険料率に、できるだけ早く乗っかって行きたいということですが、障害者、寡婦(夫)の方々への減免を急に無くすということについて、やや躊躇する部分があるので激変緩和を設けるということです。

今回の制度改革につきましては、資料1ページにもございますように、多くの新たな公費が追加投入されています。そのうちの半分は、被用者保険の方からのお金が回ってきております。にもかかわらず、国保の保険料を税金で引き下げることになりますと、何のために被用者保険からのお金が回ってきているのかということになりますので、減収を講じた場合は、全て国保事業の中で賄っていかないといけないということがございます。この減免による減収は保険料への上乗せという形で賄っていくという考え方になりますが、減免が統一基準どおりとなりますとその回みがなくなりまして、統一保険料率にそのまま乗っかることができる、要は上乗せがなくなるという考え方でご理解いただければと思います。

会 長

ありがとうございました。他にご意見等ございましたら何なりとどうぞ。重大な案件ですが、ご理解いただけたということによろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

会 長

では、ご理解いただいて、特段、諮問内容に反対はないということですので、運営協議会として、諮問内容に即した答申を行うこととしてよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

会 長

ありがとうございます。では、ご異議なしと承ります。その旨、決定することといたします。手続的な話として、このあと、お時間を頂戴して「答申書」を作成し、委員のみなさまのご確認をいただくのが本来の筋ではございますけれども、時間の都合がございますので、答申書作成に関しましては、私と湯浅会長職務代行者にご一任をいただきまして、後日、改めて事務局からその写しを委員のみなさまにご送付させていただくということによろしいでしょうか。いかがでしょうか。

委 員

異議なし。

会 長

ありがとうございます。

それでは、今申し上げましたように進めさせていただきます。なお、市長への答申は、私と湯浅会長職務代行者で行うことにいたします。

それではこの件についてはこれで終了します。

続いて、「その他」に移りますが、事務局から何かございますか？

事務局

特にございません。

会長

これで平成29年度第3回岸和田市国民健康保険運営協議会を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。

平成30年2月23日

岸和田市国民健康保険運営協議会

会長 石田 信博

